

## ○地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる経費

地方消費税率の引上げ（1.0%→1.7%）に伴う地方消費税交付金の増収分は、社会保障経費のうち地方単独事業の財源に充当することとされていることから、次のとおり明示します。

（歳入）

地方消費税交付金（社会保障財源化分） 266,888 千円

（歳出）

社会保障 4 経費その他社会保障施策に要する経費 3,311,278 千円

（単位：千円）

事業名	事業費	財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	243,588	0	0	54,682	17,919	170,987
社会福祉事業	30,122	0	0	0	2,857	27,265
障害者福祉事業	21,636	0	0	0	2,052	19,584
老人福祉事業	144,500	0	0	54,682	8,520	81,298
児童福祉事業	47,330	0	0	0	4,490	42,840
社会保険	1,725,407	264,649	0	0	138,546	1,322,212
介護保険事業	815,752	6,630	0	0	76,741	732,381
後期高齢者運営事業	603,767	111,843	0	0	46,657	445,267
国民健康保険事業	305,888	146,176	0	0	15,148	144,564
保健衛生	1,342,283	113,598	26,400	38,018	110,423	1,053,844
疾病対策予防事業	116,874	701	0	32,885	7,899	75,389
母子保健事業	20,870	1,481	0	186	1,822	17,381
医療に係る施策	1,204,539	111,416	26,400	4,947	100,702	961,074
合 計	3,311,278	378,247	26,400	92,700	266,888	2,547,043